

意見書

令和7年8月 4日

(宛先) 本庄市長 あて

申出書

住所 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

※本庄市内に住所を有する方は、公聴会での公述希望のどちらかに丸印を付けてください。

氏名 本庄 太郎

年齢 50 歳

職業 自営業

電話 0495 (25) 1111

利害関係 土地所有者

本庄市地区計画等の案の作成手続に関する条例第3条の規定により、次のとおり意見を申し出ます。

都市計画の種類
及び名称

本庄都市計画地区計画 栗崎地区地区計画

○意見の要旨及びその理由

意見の要旨及びその理由を記載してください。

記載欄に書き切れない場合は、別紙（任意様式）を使い、併せて提出してください。

※公聴会にて公述ができるのは、市内に住所を有する方に限ります。

本庄市都市計画公聴会規則第3条第2項の規定により、都市計画公聴会における

公述を

希望します。

・

希望しません。

(注)

1. 郵送により提出する場合は、申出期間内に必着とします。
2. 内容が類似している意見が多数あるときは、公聴会で公述人となる方を市にて選定します。
3. 作成しようとする都市計画の案に関係のない意見は、述べることはできません。
4. 記載欄が足りず、書き切れない場合は、別紙（任意様式）へ記載してください。